

Ⅲ A O入試（アドミッション・オフィス入試）

○ 出願資格

A O入試に出願できる者は、看護学科の特別活動選抜（1名）を除き、高等学校又は中等教育学校を令和2年3月卒業見込みの者に限ります。詳細は次ページを参照してください。

○ 出願上の注意

- (1) A O入試は、大学入試センター試験の受験を要しません。
- (2) 出願書類に虚偽の記載をした場合（例えば自己推薦書に虚偽の事実を記載した場合など）、入学後であっても入学の許可を取り消します。
- (3) 他の国公立大学（分離分割方式を採用していない公立大学を除く。）に合格し、入学手続きを行った者は、本学を受験しても合格者にはなりません。（重複して入学手続きを行った事実が判明した場合は、本学の入学許可を取り消します。）
- (4) 他の国立大学（分離分割方式を採用していない公立大学を除く。）のA O入試の合格者は、当該大学が定める入学辞退手続きにより入学を辞退した場合を除き、本学を受験しても合格者にはなりません。（手続きを経ずに入学手続きを行った事実が判明した場合は、本学の入学許可を取り消します。）

○ 入学者選抜方法

学科により異なりますので、次ページの選抜方法を参照してください。

○ 試験会場

2次選抜及び3次選抜の面接試験は、青森県立保健大学（青森市浜館字間瀬58-1）を試験会場として実施します。

令和2年度AO入試選抜方法

青森県立保健大学

実施学部・学科名	健 康 科 学 部		
	看護学科	理学療法学科	社会福祉学科
募集人員	6名(うち1名は特別活動選抜)	2名	4名
出願資格	<p>【一 般】 次の各号のいずれにも該当する者とする。(看護学科の特別活動選抜を除く。)</p> <p>(1) 高等学校又は中等教育学校を令和2年3月卒業見込みの者(学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第104条第3項の規定により、学年の途中において、又は、学期の区分に従い、高等学校の卒業を認められる者も含む。)</p> <p>(2) 調査書の全体の評定平均値が3.5以上で、かつ、各学科が指定する次の教科の全体の評定平均値が4.0以上である者。全体の評定平均値とは、各教科毎ではなく、すべての教科・科目の評定の合計数をすべての評定数で除した値とする。 看護学科・理学療法学科：国語、数学、理科、外国語 社会福祉学科：国語、地理歴史・公民(いずれかの教科で1科目以上履修していれば可)、外国語</p> <p>(3) 志望学科ごとに次の要件に該当する者</p> <p>① 看護学科 看護学に興味を持ち、将来看護の実践の分野で活躍したいという意欲が明らかな者</p> <p>② 理学療法学科 卒業後に、理学療法士の資格を有効に活用し、社会に貢献したいという強い意欲がある者</p> <p>③ 社会福祉学科 卒業後に、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有効に活用し、社会に貢献したいという強い意欲がある者</p> <p>【看護学科の特別活動選抜】 次に掲げる(1)と(2)の両方に該当する者で、看護学に興味を持ち、将来看護の実践の分野で活躍したいという意欲が明らかな者とする。</p> <p>(1) 学業要件 次のいずれかに該当する者</p> <p>① 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は令和2年3月卒業見込みの者</p> <p>② 通常の課程による12年の学校教育を修了した者</p> <p>③ 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者</p> <p>(2) 特別活動要件 次のいずれかに該当する者</p> <p>① 文化、芸術、芸能、技芸などの分野(弁論大会、作文、音楽、演劇、発明、美術、工芸、放送、スポーツほか)で高水準の実績や能力を発揮し、全国レベルの大会・コンクール等に入賞するなどして、その経歴と成果を客観的に証明できる書類を提出できる者</p> <p>② 知的技能分野(日本数学オリンピックほか)で高水準の実績や能力を発揮し、全国レベルの大会等に入賞するなどして、その経歴と成果を客観的に証明できる書類を提出できる者</p> <p>③ 社会活動の分野(ボランティア活動など)において顕著な実績を有し、公共団体から表彰を受ける等して、その結果や活動状況について客観的に証明できる書類を提出できる者</p>		
選抜方法等	<p>(1) 1次選抜：出願書類(志望理由書、自己推薦書及び調査書)により行う。</p> <p>(2) 2次選抜：出願書類、事前に提出された課題レポート及び課題レポートに基づく面接の内容を総合して行う。 ※1次選抜の合格通知書を送付する際に課題レポートの課題を通知する。</p> <p>(3) 3次選抜：総合的な観点からの面接により行う。</p>		
出願期間	令和元年8月1日(木)～8月6日(火)		
選抜期日	<p>(1) 2次選抜：令和元年9月14日(土)</p> <p>(2) 3次選抜：令和元年9月28日(土)</p>		
合格発表日	<p>(1) 1次選抜：令和元年8月19日(月)</p> <p>(2) 2次選抜：令和元年9月20日(金)</p> <p>(3) 3次選抜：令和元年10月4日(金)</p>		
備 考	<p>・大学入試センター試験の受験を要しない。</p> <p>・本学の推薦入試・一般入試との併願が可能であるが、別途出願が必要である。</p>		

IV 特別選抜

○ 特別選抜の種類

各学科において、次のとおり特別選抜を実施します。

選 抜 区 分	看 護 科	理学療法 学 科	社会福祉 学 科	栄 養 科	特別選抜方法 参 照 ペ ー ジ
推薦入試	○	○	○	○	P 11
帰国子女等特別選抜	○				P 12
社会人・学士特別選抜	○	○	○		P 13
私費外国人留学生特別選抜	○				P 14

○ 出願資格

特別選抜に出願できる者は、選抜区分により異なりますので、次ページ以降の選抜方法を参照してください。なお、推薦入試の出願は、高等学校又は中等教育学校を令和2年3月卒業見込みの者に限ります。

○ 出願上の注意

- (1) 特別選抜は、全て大学入試センター試験の受験を要しません。
- (2) 出願書類等が事実と異なる場合及び出願資格の要件を満たさないことが判明した場合は、入学後であっても入学の許可を取り消します。
- (3) 他の国公立大学（分離分割方式を採用していない公立大学を除く。）に合格し、入学手続きを行った者は、本学を受験しても合格者にはなりません。（重複して入学手続きを行った事実が判明した場合は、本学の入学許可を取り消します。）
- (4) 他の国公立大学（分離分割方式を採用していない公立大学を除く。）の推薦入試の合格者は、当該大学の入学辞退の許可を得た場合を除き、本学を受験しても合格者にはなりません。（許可を得ずに入学手続きを行った事実が判明した場合は、本学の入学許可を取り消します。）

○ 入学者選抜方法

選抜区分により異なりますので、次ページ以降の選抜方法を参照してください。

○ 試験会場

特別選抜試験は、全て青森県立保健大学（青森市浜館字間瀬58-1）を試験会場として実施します。

IV - 1

令和2年度特別選抜方法（推薦入試）

青森県立保健大学

実施学部 ・学科名	健康科学部			
	看護学科	理学療法学科	社会福祉学科	栄養学科
募集人員	35名（うち県外者5名）	10名（うち県外者2名）	14名（うち県外者3名）	8名（うち県外者2名）
	<p>青森県内の高等学校を令和2年3月に卒業見込みの者、若しくは青森県外の高等学校を令和2年3月に卒業見込みの者で、本人又はその配偶者若しくは一親等の親族が出願期間の最終日の1年前（平成30年11月7日）から引き続き青森県内に住所を有する者（以下、「県内者」という。）の中から上記の人数を募集する。</p> <p>ただし、看護学科は5名、理学療法学科は2名、社会福祉学科は3名、栄養学科は2名を青森県外の高等学校を令和2年3月に卒業見込みで県内者を除いた者（以下において「県外者」という。）から募集する。</p>			
出願資格	<p>次の各号のいずれにも該当し、高等学校長若しくは中等教育学校長が責任をもって推薦できる者とする。</p> <p>(1) 高等学校若しくは中等教育学校を令和2年3月卒業見込みの者〔学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第104条第3項の規定により、学年の途中において、又は、学期の区分に従い、高等学校の卒業を認められる者を含む〕</p> <p>(2) 合格した場合には、必ず入学することを確約できる者</p> <p>(3) 調査書の全体の評定平均値が4.0以上である者</p> <p>(4) 志望学科ごとに次の要件に該当する者</p> <p>① 看護学科 看護学に興味を持ち、将来看護の実践、教育の分野で活躍したいという意欲が明らかなる者</p> <p>② 理学療法学科、社会福祉学科 卒業後に、理学療法士、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有効に活用し、社会に貢献したいという希望がある者</p> <p>③ 栄養学科 栄養学・食品学に興味を持ち、将来、保健医療福祉、教育及び食産業の分野で活躍したいという意欲の強い者</p>			
推薦人数	各学科において、1高等学校について2名			
選抜方法等	小論文、面接及び調査書の内容を総合して行う。			
出願期間	令和元年11月1日（金）～令和元年11月7日（木）			
選抜期日	令和元年11月23日（土・祝日）			
合格発表日	令和元年12月2日（月）			
備考	<p>1 高等学校は、学校長1名をもって1校とする。 ただし、分校・分校舎等（定時制、通信制は含まない）を有する高等学校は、本校とは別にそれらを1校として数える。定時制だけの高等学校はそれだけで1校と数える。</p> <p>2 高等学校は学科ごとにそれぞれ2名推薦できるので、1高等学校からは4学科合わせて8名まで推薦できる。</p> <p>3 青森県外の高等学校が、県内者と県外者を同時に推薦する場合でも、1高等学校からの推薦人数は上記による。</p>			

IV - 2

令和2年度特別選抜方法（帰国子女等）

青森県立保健大学

実施学部・学科名	健康科学部 看護学科
募集人員	1名
出願資格	<p>次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、(1)~(4)に該当する者にあつては、日本国籍を有し、保護者の海外勤務等により外国の教育を受けた者に限る。</p> <p>(1) 外国において、学校教育における12年の課程を平成30年4月1日から令和2年3月31日までに修了した者又は修了見込みの者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者 上記の12年の課程には、日本における通常の課程による学校教育の期間も含まれるが、外国において最終学年を含めて2年以上継続して教育を受けていることを必要とする。また、外国に設置されたものであつても日本の学校教育法に準拠した教育を施している学校に在学した者については、その期間を、外国において学校教育を受けたものとはみなさない。</p> <p>(2) 外国において、スイス民法典に基づく財団法人国際バカロレア事務局から国際バカロレア資格証書を平成30年以降に授与された者</p> <p>(3) ドイツ連邦共和国の各州において大学入学資格として認められているアビトゥア資格を平成30年以降に取得した者</p> <p>(4) フランス共和国において大学入学資格として認められているバカロレア資格を平成30年以降に取得した者</p> <p>(5) 日本国へ引揚後9年以下の中国引揚者等子女であつて、かつ日本国籍を有する者及び日本国の永住許可を得ている者その他これに準ずる者であり、大学入学資格を有する者</p> <p>※ 中国引揚者等子女とは、保護者（父と母、又は父母のいずれか）が引揚者である者をいう。この引揚者とは、終戦前（昭和20年9月2日以前をいう。）から引き続き中国等に居住していた者（当該者を親として終戦後中国において出生した者を含む。）で、終戦後初めて永住の目的をもって帰国した者をいう。</p>
選抜方法等	総合問題（高等学校で得た基礎学力に基づき、英文読解力、論理的思考能力、表現力、自然科学の知識等を総合的に評価する出題を行う）及び面接の結果を総合的に判定して行う。
出願期間	令和元年11月1日（金）～令和元年11月7日（木）
選抜期日	令和元年11月23日（土・祝日）
合格発表日	令和元年12月2日（月）
備考	

IV - 3

令和2年度特別選抜方法（社会人・学士）

青森県立保健大学

実施学部・学科名	健 康 科 学 部		
	看 護 学 科	理 学 療 法 学 科	社 会 福 祉 学 科
募 集 人 員	2 名	1 名	1 名
出 願 資 格	<p>次の各号のいずれかに該当する者。</p> <p>(1) 令和2年3月31日までに満21歳に達し、社会人経験を3年以上有する者で、次のいずれかに該当する者。</p> <p>なお、社会人経験には家事従事期間を含むが、夜間、定時制、通信制以外の学校（大学、短期大学、専門学校等昼間課程）に在籍していた期間は含めない。</p> <p>① 高等学校を卒業した者</p> <p>② 通常の課程による12年の学校教育を修了した者</p> <p>③ 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者</p> <p>(2) 大学を卒業した者及び令和2年3月までに卒業見込みの者</p> <p>(3) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者及び令和2年3月までに学士の学位を授与される見込みの者</p>		
選 抜 方 法 等	<p>総合問題（高等学校で得た基礎学力に基づき、英文読解力、論理的思考能力、表現力、自然科学の知識等を総合的に評価する出題を行う）及び面接の結果を総合的に判定して行う。</p>		
出 願 期 間	令和元年7月8日（月）～令和元年7月11日（木）		
選 抜 期 日	令和元年8月24日（土）		
合 格 発 表 日	令和元年8月30日（金）		
備 考			

IV - 4

令和2年度特別選抜方法（私費外国人留学生）

青森県立保健大学

実施学部・学科名	健康科学部 看護学科
募集人員	1名
出願資格	<p>次の各号のいずれにも該当し、かつ日本学生支援機構が実施する令和元年度日本留学試験の日本語、数学（コース1）、理科（化学・生物）（いずれも出題言語は日本語に限る。）を受験した者とする。</p> <p>(1) 日本国籍を有しない者</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者</p> <p>① 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者及び令和2年3月31日までに修了見込みの者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者</p> <p>② スイス民法典に基づく財団法人国際バカロレア事務局から国際バカロレア資格証書を授与された者</p> <p>③ ドイツ連邦共和国の各州において大学入学資格として認められているアビトゥア資格を有する者</p> <p>④ フランス共和国において大学入学資格として認められているバカロレア資格を有する者</p> <p>(3) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）において、大学入学に支障のない在留資格を有する者、又は本学入学により有することとなる者</p>
選抜方法等	小論文、面接、日本留学試験の内容を総合して行う。
出願期間	令和2年1月27日（月）～令和2年2月5日（水）
選抜期日	令和2年2月25日（火）
合格発表日	令和2年3月4日（水）
備考	<p>令和元年度日本留学試験</p> <p>次のいずれかの試験を受験すること。</p> <p>第1回目 試験日：令和元年6月16日（日） （出願期間：平成31年2月12日（火）～3月8日（金））</p> <p>第2回目 試験日：令和元年11月10日（日） （出願期間：令和元年7月1日（月）～7月26日（金））</p>

V 編入学

○編入年次及び在学すべき年数

編入時期は令和2年4月とし、各学科の編入年次及び在学すべき年数は次のとおりです。

学 科	編 入 年 次	在学すべき年数
看 護 学 科	3年次	2年
理学療法学科	3年次	2年
社会福祉学科	2年次	3年
栄 養 学 科	2年次	3年

注) 看護学科・理学療法学科は、令和2年4月編入学者を最後に、学生募集を停止します。

○出願資格

編入学に出願できる者は保健医療福祉に関わる現職者及び短期大学卒業者、専修学校卒業者等です。(詳細はP16参照)

○出願上の注意

出願書類等が事実と異なる場合及び出願資格の要件を満たさないことが判明した場合は、入学後であっても入学の許可を取り消します。

○入学者選抜方法

本学が実施する個別学力検査(看護学科・理学療法学科は小論文(*1)、社会福祉学科・栄養学科は総合問題(*2)、面接)等の成績、志望理由書、成績証明書等の内容を総合して行います。

なお、判定の結果、基準に満たないと認められる場合には、合格者を募集人員よりも減ずることがあります。

(*1) 小論文: 英文読解を含む。

(*2) 総合問題: 高等学校で得た基礎学力に基づき、論理的思考能力、表現力、英文読解力、自然科学の知識等を総合的に評価する出題を行う。

○試験会場

編入学試験は、青森県立保健大学(青森市浜館字間瀬58-1)を試験会場として実施します。

令和2年度編入学者選抜方法

青森県立保健大学

実施学部 ・学科名	健 康 科 学 部			
	看 護 学 科	理 学 療 法 学 科	社 会 福 祉 学 科	栄 養 学 科
募集人員	10名	2名	4名	3名
出 願 資 格	<p>志望学科ごとに次の要件に該当する者</p> <p>(1) 看護学科 看護師国家試験に合格した者、又はその受験資格を有する者、若しくはその受験資格を有する見込みの者であって、次のいずれかに該当する者 イ 短期大学の看護系学科を卒業した者、又は令和2年3月に卒業見込みの者 ロ 専修学校の看護系専門課程（修業年限が2年以上で、かつ課程の修了に必要な総授業時間数が、1,700時間以上のものに限る。）を修了した者、又は令和2年3月に修了見込みの者</p> <p>(2) 理学療法学科 理学療法士国家試験に合格した者、又はその受験資格を有する者、若しくはその受験資格を有する見込みの者であって、次のいずれかに該当する者 イ 理学療法の短期大学を卒業した者、又は令和2年3月に卒業見込みの者 ロ 専修学校の理学療法専門課程（修業年限が2年以上で、かつ課程の修了に必要な総授業時間数が、1,700時間以上のものに限る。）を修了した者、又は令和2年3月に修了見込みの者</p> <p>(3) 社会福祉学科 ① 短期大学又は高等専門学校を卒業した者、又は令和2年3月に卒業見込みの者 ② 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上で、かつ課程の修了に必要な総授業時間数が、1,700時間以上のものに限る。）を修了した者、又は令和2年3月に修了見込みの者 ③ 大学に2年以上在学し、62単位以上修得した者、又は令和2年3月にこれに該当する見込みのある者 注）社会福祉学科の出願資格については、在学していた学部・学科・専攻は問わない。</p> <p>(4) 栄養学科 ① 学士の学位を有する者、又は令和2年3月までに学士の学位を授与される見込みの者 ② 短期大学・高等専門学校を卒業した者、又は令和2年3月に卒業見込みの者 注）栄養学科の出願資格については、在学していた学部・学科・専攻は問わない。</p>			
選 抜 方 法 等	個別学力検査（看護学科・理学療法学科は小論文、社会福祉学科・栄養学科は総合問題、面接）等の成績、成績証明書、編入学志望理由書の内容を総合して行う。			
出 願 期 間	令和元年7月8日（月）～令和元年7月11日（木）			
選 抜 期 日	令和元年8月24日（土）			
合 格 発 表 日	令和元年8月30日（金）			
備 考				